

財産形成預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金（後記6による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、後記(2)から(5)に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知をしてください。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前記(2)に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 前記(2)または(3)による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前記(2)または(3)により定められた満期日以降に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

利率は、当行所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日から適用します。

- (2) この預金の全部または一部について、満期日を指定した場合の前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 継続された預金についても前記(1)および(2)と同様の方法によります。
- (4) この預金を財産形成預金共通規定6の(1)により満期日前に解約する場合および、財産形成預金共通規定6の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、預入金額ごと次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、

預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算します。

- | | |
|---------------|------------|
| A 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| B 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| C 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| D 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| E 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約・書替継続)

(1)この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成期日指定定期預金契約の証とともに当店へ提出してください。

(2)この預金残高の一部の払戻しをするときは、払戻しをする預金を指定する方法で取扱います。

以 上

2021年5月1日現在